

第4章 共通統計



江津湖空撮写真

I 災害に強い上下水道の確立

【水道】

1 災害対策用貯水施設

施設名	貯水量 (m ³)	緊急遮断弁		備考
		出側	入側	
1 一本木水源地(調整池)	350	○		
2 八景水谷水源地(調整池)	500	○		
3 立田山配水池	12,600	○		
4 健軍配水場(配水池)	12,000	○	○	備品倉庫あり
5 高遊原配水池	11,000	○		
6 小山山配水池	1,400	○		
7 池上水源地(調整池)	500	○		
8 城山水源地(調整池)	500	○		
9 川尻水源地(配水池)	4,000		○	
10 岩倉山配水池	3,200	○		
11 改寄配水場(配水池)	1,250	○		
12 西梶尾配水場(配水池)	500	○		
13 貢水源地(調整池)	250	○		
14 和泉配水池	4,400	○		
15 徳王配水池	2,600	○		
16 川床配水池	250	○		
17 上松尾第2加圧所(調整池)	250	○		
18 平山配水池	400	○		
19 戸島送水場(調整池)	3,000	○		
20 岳加圧所	150			地震計により送水ポンプを停止させ対応
21 白浜配水池	150	○		
22 島崎配水池	800	○		
23 南部送水場	1,000	○		
24 舞原配水場	400	○		
令和2年度	24 箇所	61,450	-	-
令和元年度	24 箇所	61,450	-	-
平成30年度	23 箇所	61,050	-	-
平成29年度	23 箇所	61,050	-	-
平成28年度	22 箇所	60,050	-	-

2 非常用発電・予備電力施設

施設名	発電機				2回線受電		
	出力 PS	kVA	容量 kW	台数	種別	常用	予備
1 麻生田送水場	950	750	600	1			
2 麻生田第3水源地	300	250	200	1			
3 麻生田第4水源地	300	250	200	1			
4 一本木送水場	610	500	400	1			
5 八景水谷送水場	680	625	500	1			
6 健軍水源地	3,620	3,000	2,400	1	特高(22kV)	西部線	
7 秋田配水場	3,620	3,000	2,400	1	特高(22kV)	西部線	(1回線受電)
8 託麻送水場					予乙	弓削SS-戸島線	益城SS-北線
9 託麻第4水源地	405	300	240	1			
10 託麻第6水源地	242	200	160	1			
11 戸島送水場	1,490	1,250	1,000	1	高圧	九州電力線	東部環境工場線
12 川尻配水場		375	300	1			
13 池上送水場					予乙	春日SS-池上線	日吉SS-田崎線
14 城山送水場	365	300	240	1			
15 改寄配水場	365	300	240	1			
16 改寄第2水源地	63	50	40	1			
17 貢送水場	320	250	200	1			
18 岳加圧ポンプ所	136	125	100	1			
19 上松尾第1加圧所	240	200	160	1			
20 上松尾第2加圧所	240	200	160	1			
21 南部送水場		330	264	1			
22 舞原水源地	107	90	72	1			
23 舞原配水場	107	90	72	1			
24 高水源地		45	36	1			
25 碓水源地		45	36	1			
26 一木配水場・第1水源地		200	160	1			
27 一木第3水源地		65	52	1			
28 山本第1水源地		40	32	1			
29 山本第2水源地		150	120	1			
30 山本配水場		150	120	1			
31 木留送水場・第1水源地		150	120	1			
32 富応加圧所		65	52	1			

※庄口水源地は健軍水源地発電機により運用可能。沼山津送水場は秋田配水場発電機により運用可能。

3 耐震性貯水槽

施設名		貯水量 (m ³)	所管
1 楠中央公園		100	消防局
2 錦ヶ丘公園		100	東部土木センター
3 渡鹿公園		100	東部土木センター
4 秋津中央公園		100	消防局
5 蓮台寺公園		100	西部土木センター
6 八王寺中央公園		100	東部土木センター
7 白川公園		100	消防局
8 平成中央公園		100	西部土木センター
9 池上中央公園		60	西部土木センター
令和2年度	9 箇所	860	
令和元年度	9 箇所	860	
平成30年度	9 箇所	860	
平成29年度	9 箇所	860	
平成28年度	9 箇所	860	

※上下水道局は、消防局、公園管理部門より委託を受け点検を行っている。

4 応急給水設備

令和2年度					令和元年度	平成30年度
名称	形状	数量	計	合計		
給水タンク	アルミタンク容量1,000ℓ	17台	17,000ℓ	265,100ℓ	17,000ℓ	17,000ℓ
	折りたたみ式タンク容量1,000ℓ	17個	17,000ℓ		17,000ℓ	17,000ℓ
給 水 車	積載容量3,400ℓ	1台	15,100ℓ		15,100ℓ	15,100ℓ
	積載容量2,000ℓ	5台				
	積載容量1,700ℓ	1台				
非常用水袋	容量6ℓ	36,000袋	216,000ℓ		264,480ℓ	398,160ℓ
応急給水装置	A型 SUS製 40A 給水栓 4個付×2基	4組		4組	4組	
	B型 SS製 40A 給水栓 2個付×3基	4組		4組	4組	
	C型 SUS製 65A 給水栓 4個付×2基	9組		9組	9組	
	C型 SUS製 65A 給水栓 3個付×2基	11組		11組	11組	
	D型 VP製 20A 給水栓 2個付	2個		2個	2個	
	T型 消火栓直結型 給水栓 2個付	18本		18本	18本	
緊急作業車	1.25トン積みトラック	3台			3台	3台

5 応急給水施設密度

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①応急給水施設数	箇所	24	24	23	23	22
②給水区域面積	km ²	324.16	324.16	324.16	324.16	323.49
③応急給水施設密度(=①/②)	箇所/100km ²	7.4	7.4	7.1	7.1	6.8

※平成27年度までは応急給水施設数に、他部署所管の耐震性貯水槽(9箇所)を含める。



応急給水塔



折りたたみ式タンク

6 配水池耐震化率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①耐震対策の施された配水池有効容量	m ³	197,430	197,430	197,430	195,430	195,598
②配水池等有効容量	m ³	216,425	216,425	216,671	214,960	211,171
③配水池耐震化率(=①/②)	%	91.2	91.2	91.1	90.9	92.6

※ 平成28年度からはガイドラインの改訂により、対象とする施設をランクAに限定し、緊急貯水槽は含まない。

※ 平成27年度までは旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

7 浄水施設耐震化率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①耐震対策の施された浄水施設能力	m ³	285,800	285,800	284,800	286,250	284,900
②全浄水施設能力	m ³	317,244	317,244	316,658	313,197	301,300
③浄水施設耐震化率(=①/②)	%	90.1	90.1	89.9	91.4	94.6

※ 平成27年度までは旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

8 ポンプ所耐震化率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①耐震対策の施されたポンプ所能力	m ³	530,765	530,765	528,465	545,400	542,300
②耐震化対象ポンプ所能力	m ³	704,220	704,220	702,220	717,964	694,500
③ポンプ所耐震化率(=①/②)	%	75.4	75.4	75.3	76.0	78.1

※ 平成28年度からはガイドラインの改訂により、対象とする施設をランクAに限定とした。

※ 平成27年度までは旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

9 耐震適合性のある基幹管路の割合

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①耐震適合性を有する基幹管路	m	265,844	262,064	261,088	221,905	218,600
②基幹管路延長	m	334,071	336,504	335,452	296,456	294,098
③耐震適合性のある基幹管路の割合(=①/②)	%	79.6	77.9	77.8	74.9	74.3

10 水道管路の耐震化率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①耐震管延長	m	1,048,787	949,948	904,872	860,008	806,271
②管路延長	m	3,550,158	3,507,738	3,482,001	3,448,874	3,414,260
③水道管路の耐震化率(=①/②)	%	29.5	27.1	26.0	24.9	23.6

【下水道】

11 下水道ポンプ場及び浄化センターの耐震化率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①耐震化済施設数	箇所	67	59	53	52	51
②施設数	箇所	198	201	201	200	200
③耐震化率(=①/②)	%	33.8	29.4	26.4	26.0	25.5

12 下水道管路の耐震化率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①耐震管延長	km	1,018	948	918	900	875
②管路更生延長	km	33	13	11	8	5
③管路延長	km	2,664	2,595	2,555	2,537	2,512
④下水道管路の耐震化率(=①+②/③)	%	39.4	37.0	36.3	35.8	35.0

13 浸水対策における重点6地区の対策率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①重点6地区の改善排水面積	ha	690.5	508.4	508.4	508.4	508.4
②重点6地区の総排水面積	ha	1,175.6	1,175.6	1,175.6	1,175.6	1,175.6
③重点6地区の対策率(=①/②)	%	58.7	43.2	43.2	43.2	43.2

(参考)重点6地区一覧

排水区名	主な地名
加勢川第6排水区	若葉・秋津新町・東町
井芹川第9排水区	花園3丁目
井芹川第8・第10排水区	上熊本
加勢川第5排水区	出水・国府
坪井川第3排水区	高橋・城山大塘
鶯川第2排水区	桜木・花立



雨水貯留管

Ⅱ 水循環の保全

1 白川中流域水田を活用した地下水かん養事業

水道水源である地下水を保全するために、また、熊本市地下水保全条例や熊本県地下水保全条例上の地下水大規模採取者としての責務を果たすため、平成16年5月17日に熊本市長と締結した「白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に参画し、事業に必要な経費の一部を負担している。

年度	湛水のべ面積 (ha)	推定 かん養量 (万m ³)	うち 水道事業 会計寄与	助成金 (千円) ※一般会計	水田湛水 助成金 (千円)	事務 助成金 (千円)	うち水道事業 会計負担金 (千円)
令和2年度	492	1,477	679.2	47,393	42,683	4,710	21,800
令和元年度	383	1,149	551.5	41,073	36,363	4,710	19,715
平成30年度	405	1,215	558.9	42,245	37,535	4,710	19,433
平成29年度	359	1,077	506.2	39,272	34,562	4,710	18,458
平成28年度	48	144	67.7	6,708	4,358	2,350	3,152

2 水源かん養林の整備による地下水かん養

熊本市が平成16年2月に「熊本市水源かん養林整備方針」を策定し、水源地帯を抱える上流域自治体と連携しながら地域が必要とする山林のあり方と本市が目的とする水源かん養林とを調整しながら水源かん養機能に重点をおいた森林整備を進めている。平成27年4月1日に熊本市長と締結した「水源かん養林整備事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する水源かん養林整備事業に参画し、事業に必要な経費の一部(事業費から国庫補助等を差し引いた額の2分の1)を負担している。令和2年度の負担金は14,314千円、推定かん養量(局寄与分)は30万m³となっている。

3 阿蘇郡西原村の国有林を活用した水源かん養林の整備

熊本市水道創設90周年事業として、林野庁の「法人の森林」制度を活用し、水源かん養林「熊本市水道の森」の整備を実施した。かん養林の面積は3.04ha、推定かん養量は年間2,060m³となっている。

4 直結給水率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①直結給水件数	件	276,038	270,075	264,689	260,056	256,681
②給水件数	件	348,671	343,705	339,539	335,976	332,573
直結給水率(=①/②)	%	79.2	78.6	78.0	77.4	77.2

5 下水処理水の再利用

農業用水としての処理水の再利用

熊本市の南西部、白川と坪井川の間に挟まれた石塘堰樋土地改良区(対象水田面積225ha)では河川流量の減少や河川改修等による取水性の悪化から度々干ばつ被害に悩まされ、慢性的な水不足が生じていた。そこで安定した農業用水確保策として処理水再利用の要請があり、昭和51年度から処理場内の試験田において6年間、さらに現地で3年間の実証試験を経て昭和60年から中部浄化センターの処理水を農業用水として供給している。



再利用の様子

浄化センターでの処理水の再利用

浄化センター内での使用量を抑えるため、砂ろ過した後、場内の様々な場所において処理水の再利用を進めている。今後、よりいっそうの再利用に努めていく。

(m³/年)

年度	農業用水	浄化センター	中部 浄化センター	東部 浄化センター	南部 浄化センター	西部 浄化センター	城南町 浄化センター	合計
令和2年度	6,782,557	3,607,457	1,370,310	988,181	427,641	811,229	10,096	10,390,014
令和元年度	4,879,646	3,733,902	1,381,325	996,077	498,937	824,348	33,215	8,613,548
平成30年度	4,888,927	2,673,935	1,376,569	1,030,540	108,905	155,116	2,805	7,562,862
平成29年度	7,397,610	2,531,518	1,297,774	981,399	102,208	143,367	6,770	9,929,128
平成28年度	7,678,658	2,617,399	1,329,859	1,038,383	89,378	146,963	12,816	10,296,057

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
処理水利用量	m ³	10,390,014	7,562,862	9,929,128	10,296,057	8,678,829
総処理水量	m ³	79,710,141	78,484,342	79,840,938	81,094,241	77,584,690
再生水の使用率	%	13.0	9.6	12.4	12.7	11.2

※再生水の使用率＝処理水利用量/総処理水量
※総処理水量は、市浄化センターの処理水量
※令和元年度より処理水の再利用量の算出方法を変更し統一しています。

6 汚水処理率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①行政区域内人口(住民基本台帳)	人	731,426	731,572	731,933	732,217	731,754
②下水道処理人口	人	660,810	657,885	656,907	655,441	651,795
③農業集落排水施設等整備済人口	人	3,952	3,974	4,129	4,205	4,288
④合併処理浄化槽設置済人口	人	45,378	44,499	44,732	45,105	45,940
⑤コミュニティプラント設置済人口	人	0	0	0	0	0
⑥汚水処理人口(＝②+③+④+⑤)	人	710,140	706,358	705,768	704,751	702,023
⑦汚水処理人口普及率(＝⑥/①)	%	97.1	96.6	96.4	96.2	95.9

※住民基本台帳人口により算出(平成23年度までは、外国人登録数は含まない)

7 高度処理人口普及率

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①高度処理を実施している人口	人	0	0	0	0	0
②行政区域内人口	人	731,426	731,933	732,217	731,754	733,638
③高度処理人口普及率(＝①/②)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Ⅲ 資源・エネルギーの循環促進

1 エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

工場等に係る事業の名称	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
上下水道局全体	t-CO ₂	26,600	23,220	33,778	36,513	40,233
上水道事業	t-CO ₂	15,358	14,234	19,440	20,814	22,735
下水道事業(下水道処理施設維持管理事業)	t-CO ₂	11,121	8,868	13,946	15,078	16,785
管理事業を行う本社等	t-CO ₂	121	118	392	620	712

2 配水量1m³あたり二酸化炭素排出量

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①水道事業に係る二酸化炭素排出量	t-CO ₂	15,358	14,234	19,440	20,814	22,735
②配水量	m ³	79,709,537	79,709,537	80,608,326	81,431,915	82,269,843
③配水量1m ³ あたり二酸化炭素排出量	g-CO ₂ /m ³	179	179	241	256	276

※単位に注意 ①/②×10⁶

3 処理人口1人あたり温室効果ガス排出量

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①下水道事業に係る温室効果ガス排出量	t-CO ₂	19,494	14,710	19,751	22,367	20,894
②処理区域内人口	人	660,810	657,885	656,907	655,441	651,795
③処理人口1人あたり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人	29.5	22.4	30.1	34.1	32.1
④総処理水量(市営浄化センターのみ)	m ³	79,710,141	79,035,094	78,626,109	79,978,205	81,113,799
⑤処理水量1m ³ あたり温室効果ガス排出量	g-CO ₂ /m ³	245	186	251	280	258

※単位に注意 ③=①/②×10³ ⑤=①/④×10⁶

※エネルギー使用に伴う排出量だけでなく、汚泥の焼却等により生じる排出量も含む。

4 水道施設における自然エネルギー発電量

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
水道施設における自然エネルギー発電量	kWh	263,293	237,809	273,634	271,098	240,104
設置箇所数	箇所	6	6	6	6	6

※太陽光発電設備の設置箇所は、上下水道局本館・上下水道局別館・八景水谷送水場・亀井送水場・熊本市水の科学館。

※小水力発電の設置箇所は、戸島送水場。



上下水道局本館



上下水道局別館



八景水谷送水場



亀井送水場



熊本市水の科学館



戸島送水場

5 汚泥の有効利用

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
①汚泥発生量	t	31,343	31,849	30,198	30,077	28,728
②セメント化	t	8,381	7,988	7,853	9,207	8,592
③コンポスト(堆肥)化	t	6,918	7,586	6,325	4,643	4,518
④固形燃料化	t	16,044	16,275	16,020	16,226	15,617
⑤汚泥の有効利用量(=②+③+④)	t	31,343	31,849	30,198	30,077	28,728
汚泥の有効利用率(=⑤/①)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※温室効果ガス削減のため、汚泥固形燃料化施設を南部浄化センター内に建設。
 (平成24年度の固形燃料化は試運転のため、有効利用に含めない。)
 ※平成25年4月から南部浄化センター内において、汚泥固形燃料化施設(50t／日)の運転を開始し、セメント化、コンポストで有効利用率(汚泥リサイクル率)100%を達成した。
 ※処分量の内訳と合計は少数点以下の端数の関係上一致しない場合がある。



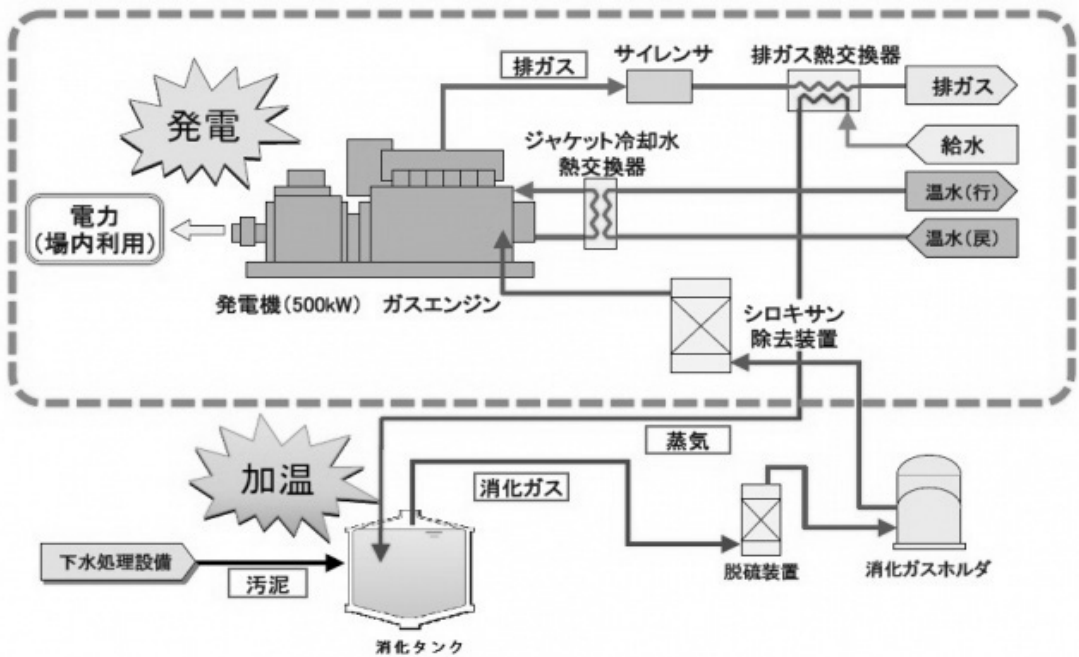
固形燃料化施設



燃料化物(炭化固形物)

6 下水汚泥消化ガス発電

消化ガスとは、下水処理で発生した汚泥が消化槽の中で微生物により分解されるときに発生するメタンとCO₂を含んだ無性ガスのことです。
 熊本市の浄化センターでは、消化ガスを消化タンクの加温や給湯などに使用していますが、処理場経費のさらなる削減、温室効果ガス排出削減を目指し、平成25年度より中部浄化センターにおいて、また平成28年度より東部浄化センターにおいて消化ガスを利用した発電を開始しました。



消化ガス発電のしくみ(中部浄化センター)

IV お客さまを真ん中にした事業運営

1 上下水道施設見学者数

(単位:人)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
水道施設の見学者数	82	2,012	3,353	3,293	2,555
下水道施設の見学者数	0	2,596	2,307	2,041	1,434
水の科学館来館者数	31,855	91,153	127,282	108,481	95,939
合計	31,937	95,761	132,942	113,815	99,928

※水道施設見学者数:水道の普及啓発に係る施設見学等

※下水道施設見学者数:下水道の普及啓発に係る施設見学等

※水の科学館来館者数:水の科学館への来館者数

2 出前教室等参加者数

(単位:人)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
水道出前教室	1,714	2,190	1,684	1,945	3,332
下水道出前教室	1,666	1,028	1,450	1,845	2,944
合計	3,380	3,218	3,134	3,790	6,276

3 ホームページ閲覧数

	単位	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
ホームページ閲覧者数	人	226,994	167,862	162,669	156,658	462,619
ホームページ閲覧数	件	755,822	576,509	566,153	576,430	2,104,339



4 アンケート回答数

(単位:件、%)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	147	444	495	469	176
下水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	0	0	23	63	64
水の科学館でのアンケート(件)	222	294	282	373	287
上下水道に関するアンケート(件)	1,382	1,212	1,215	1,194	1,250
情報提供満足度(%)※	40.0	38.1	36.0	36.3	36.8
広報活動の認知度(%)※	89.0	86.7	88.1	94.6	90.5
合計(件)	1,751	1,950	2,015	2,099	1,777

※各設問について、「とても感じる」または「やや感じる」と回答した人の合計を示す

5 パンフレット等の作成状況

(単位:部)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
上下水道局だより※	-	-	-	-	-
上下水道のしおり	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500
熊本市の水道	0	2,000	0	2,000	0
熊本市の下水道	1,000	1,000	1,000	0	2,000
下水道のしくみと助成	0	0	0	0	2,000
蛇口から聞こえる熊本の水道の物語	0	0	0	0	0
熊本市上下水道ガイド	0	0	0	0	5,000
わたしたちの水道	0	0	0	0	0
わたしたちの水道(八景水谷水源地)	0	0	0	0	0
健軍水源地の概要	0	0	0	0	0
くらしと下水道	0	0	0	0	0
つないで、使って! 下水道	0	0	0	0	0

※上下水道局だよりは平成26年度から地域情報誌に掲載。

V 検針・水道料金・下水道使用料

1 検針状況

区分 年度・月	人員	検針件数 (件)	完全検針件数 (件)	事故件数内訳(件)						検針率	一人 一日 平均 件数 (件)	一人 一月 平均 件数 (件)
				積荷	留守	埋り	位置 不明	その他	計			
令和2年度	1,091	1,946,359	1,945,908	117	163	6	12	153	451	99.98%	207	1,785
令和2年4月	94	159,704	159,681	5	9	0	3	6	23	99.99%	215	1,699
5月	92	163,597	163,553	8	22	1	0	13	44	99.97%	199	1,778
6月	92	160,204	160,189	1	5	0	1	8	15	99.99%	219	1,741
7月	91	164,009	163,968	10	14	2	1	14	41	99.98%	201	1,802
8月	92	160,094	160,060	6	5	0	1	22	34	99.98%	224	1,740
9月	91	164,162	164,102	14	26	2	0	18	60	99.96%	199	1,804
10月	90	159,976	159,953	8	9	0	1	5	23	99.99%	209	1,778
11月	90	164,512	164,458	20	13	1	2	18	54	99.97%	198	1,828
12月	90	160,033	160,001	11	7	0	1	13	32	99.98%	211	1,778
令和3年1月	91	164,338	164,279	10	28	0	0	21	59	99.96%	199	1,806
2月	87	160,560	160,540	11	7	0	1	1	20	99.99%	212	1,846
3月	91	165,170	165,124	13	18	0	1	14	46	99.97%	203	1,815
令和元年度	1,092	1,920,528	1,920,069	143	157	6	18	135	459	99.98%	201	1,759
平成30年度	1,020	1,881,971	1,881,536	102	121	12	21	179	435	99.98%	203	1,846
平成29年度	1,030	1,855,463	1,855,089	136	93	6	12	85	332	99.98%	195	1,802
平成28年度	1,026	1,866,527	1,862,299	315	188	19	15	3,636	4,173	99.77%	200	1,819

2 水道料金累積収納状況

年 度	調 定 額		収 納 額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件 数	金 額
令和2年度	3,693,704	12,639,537,688	3,170,838	10,909,364,498	85.84	86.31
令和元年度	3,646,029	12,580,475,125	3,641,512	12,571,587,403	99.88	99.93
平成30年度	3,598,148	12,612,136,860	3,593,619	12,603,946,874	99.87	99.94
平成29年度	3,562,027	12,724,846,239	3,558,309	12,717,915,691	99.90	99.95
平成28年度	3,396,306	11,762,544,516	3,392,639	11,755,552,902	99.89	99.94

*令和2年度の収納額は、令和3年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

*調定額は、洗管水道料金等を含む。「4 収納方法別調定件数」の合計は、毎月の請求処理日時点(洗管水道料金等含まない)の統計のため一致しない。

3 下水道使用料累積収納状況

年 度	調 定 額		収 納 額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件 数	金 額
令和2年度	3,378,319	11,269,930,548	2,905,323	9,747,830,088	86.00	86.49
令和元年度	3,324,796	11,273,721,351	3,319,618	11,259,352,346	99.84	99.87
平成30年度	3,272,830	11,342,137,154	3,267,916	11,334,349,458	99.85	99.93
平成29年度	3,229,083	11,418,546,246	3,225,029	11,411,556,136	99.87	99.94
平成28年度	3,079,480	10,633,295,680	3,075,432	10,625,807,991	99.87	99.93

*令和2年度の収納額は、令和3年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

4 水道料金収納方法別調定件数

年 度	口座制		納付制		合計
	件数(件)	%	件数(件)	%	件数(件)
令和2年度	2,904,993	80.67	696,098	19.33	3,601,091
令和元年度	2,858,435	80.48	693,252	19.52	3,551,687
平成30年度	2,815,772	80.32	689,872	19.68	3,505,644
平成29年度	2,782,389	80.14	689,414	19.86	3,471,803
平成28年度	2,666,207	80.35	652,071	19.65	3,318,278

5 水道料金改定の変遷

実施年月日 区 分		T13.10.1	S2.5.1		S18.7.1	S21.4.1
家事用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月12m ³ 以下 96銭	基本料金	10 m ³ 以下 1 円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8. 5銭	100m ³ 以下 1m ³ 8銭	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	
		201m ³ 以上 1m ³ 6. 8銭	101m ³ 以上 1m ³ 6. 4銭			
営業用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月40m ³ 以下 2円80銭	基本料金	40 m ³ 以下 3 円 60 銭	使用料 1m ³ に付 20銭
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8. 5銭	200m ³ 以下 1m ³ 7銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
		201m ³ 以上 1m ³ 6. 8銭	201m ³ 以上 1m ³ 5. 6銭			
汽車用水	最低料金	月12m ³ 以下 78銭	月500m ³ 以下 32円50銭	基本料金	500 m ³ 以下 45 円	
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 6.5銭	500m ³ 以下 1m ³ 6.5銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
		201m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	501m ³ 以上 1m ³ 5. 2銭			
湯屋用水	最低料金	月12m ³ 以下 54銭	月200m ³ 以下 9円	基本料金	200 m ³ 以下 12 円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭	超過料金	1 m ³ に付 6 銭	1m ³ に付 12銭
		201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭			
一時用水	1m ³ に付	16銭	左 同	1m ³ に付	20 銭	40銭
娯楽用水	1m ³ に付	28銭	〃	1m ³ に付	35 銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 39銭	〃	基本料金	6.5 m ³ 以下 48 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 6銭	〃	超過料金	1 m ³ に付 8 銭	1m ³ に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 52銭	〃	基本料金	6.5 m ³ 以下 60 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 8銭	〃	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	1m ³ に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納集金 制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22.3.1	S22.6.1	S22.11.1	S23.10.1	S25.2.1	S26.12.1	S28.6.1	S33.4.1	S38.11.1
1m ³ に付 50銭	1m ³ に付 1円 20銭	1m ³ に付 3円 60銭	1m ³ に付 7円	基本水量 8m ³ 基本料金 80円 超過料金 1m ³ 10円	8m ³ 96円 1m ³ 13円	8m ³ 120円 1m ³ 17円	8m ³ 180円 1m ³ 22円	8m ³ 240円 1m ³ 32円
—	—	—	—	基本水量150m ³ 基本料金975円 超過料金1m ³ 6円50銭	150m ³ 1,170円 1m ³ 8円50銭	150m ³ 1,460円 1m ³ 11円	150m ³ 1,500円 1m ³ 11円	150m ³ 2,000円 1m ³ 15円
1m ³ に付 30銭	1m ³ に付 72銭	1m ³ に付 2円 20銭	1m ³ に付 4円 50銭					
1円	2円 20銭	7円 20銭	14円 50銭	20円	25円	30円	40円	55円
1円75銭	4円 20銭	12円	24円	40円	50円	60円	80円	廃止
—	—	—	—	基本水量6m ³ 基本料金48円 超過料金1m ³ 8円	6m ³ 55円 1m ³ 10円	6m ³ 70円 1m ³ 13円	統合 基本水量 6m ³ 基本料金 90円 超過料金 1m ³ 16円	6m ³ 120円 1m ³ 22円
1m ³ に付 40銭	1m ³ に付 96銭	1m ³ に付 3円	1m ³ に付 6円					
—	—	—	—	基本水量6m ³ 基本料金60円 超過料金1m ³ 10円	6m ³ 72円 1m ³ 13円	6m ³ 90円 1m ³ 17円		
1m ³ に付 50銭	1m ³ に付 1円 20銭	1m ³ に付 3円 60銭	1m ³ に付 7円					
左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1個に付50銭	左 同1円	左 同1円	左 同2円	左 同 2円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止		改定率平均 26. 20%	改定率平均 41. 30%

実施年月日		昭和48年4月1日			昭和51年1月1日				
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)		基本料金	従量料金(1m ³ につき)			
			第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段
一般用	13mm	8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	8m ³ 以下 360円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 58円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 65円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 73円	41m ³ 以上 83円
	20mm				8m ³ 以下 380円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 60円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 68円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 77円	41m ³ 以上 88円
	25mm								
	40mm	1,000円	30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	1,400円	20m ³ 以下 68円	21m ³ 以上 50m ³ 以下 78円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 89円	101m ³ 以上 101円
	50mm	1,500円			2,100円				
	75mm	3,000円			4,200円				
	100mm	5,000円			7,000円				
	150mm	10,000円			14,000円				
	浴場営業用	150m ³ 以下 2,000円	151m ³ 以上 15円		150m ³ 以下 2,600円	151m ³ 以上 20円			
共用給水装置	1戸につき 6m ³ 以下 120円	7m ³ 以上 22円		1戸につき 6m ³ 以下 150円	基本水量を超える水量 30円				
一時用	1m ³ につき 95円				1m ³ につき 200円				
私設消火栓	口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円				左 同				
連合専用 給水装置	1戸につき、一般用の料金を適用する。				左 同				
備 考	用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逦増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。				口径区分を現行の6区分を7区分(13mmを独立)に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逦増方式を強化。				
料金 徴収方法	集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。(昭和39. 8採用)				左 同				
改 定 率	総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案) 34.98%				総合平均74% 家庭用38.9% (原案) 74%				

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年 4月1日
基本料金	従量料金(1m ³ につき)				基本料金	従量料金(1m ³ につき)				
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段	
8m ³ 以下 400円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 70円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 80円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 90円	41m ³ 以上 100円	8m ³ 以下 580円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 100円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 120円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 130円	41m ³ 以上 150円	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。
8m ³ 以下 500円					8m ³ 以下 730円					
8m ³ 以下 700円					8m ³ 以下 1,030円					
1,800円	50m ³ 以下 100円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 110円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 120円	501m ³ 以上 135円	2,800円	50m ³ 以下 150円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 160円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 180円	501m ³ 以上 210円	
4,000円					6,200円					
7,000円					11,000円					
12,000円					19,000円					
25,000円					40,000円					
150m ³ 以下 3,000円	151m ³ 以上 20円				150m ³ 以下 4,000円	151m ³ 以上 40円				
1戸につき 6m ³ 以下 200円	基本水量を超える水量 30円				1戸につき 6m ³ 以下 300円	基本水量を超える水量 50円				
1m ³ につき 240円					1m ³ につき 360円					
左 同					左 同					
左 同					左 同					
口径13、20、25mmの基本料金について、各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40mm以上の2区画とし、ともに逓増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同住宅料金の適正化を実施。					平成元年 8月請求 分から適用
左 同					左 同					左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案)22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案)48.67%					総合平均 3.00%

実施年月日		平成4年2月1日										平成9年 4月1日
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段			
一般用	13mm	10m ³ 以下 1,050円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円		
	20mm	10m ³ 以下 1,390円	11～20	135	21～30	160	31～40	185	41以上	220		
	25mm	10m ³ 以下 1,840円										
	40mm	3,850円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円		
	50mm	8,350円										
	75mm	14,850円										
	100mm	25,600円										
	150mm	55,000円										
	浴場営業用	150m ³ 以下 5,200円	151m ³ 以上 1m ³ につき 55円									
	共用給水装置	1戸につき 6m ³ 以下 400円	基本水量を超える水量 1m ³ につき 65円									
一時用			1m ³ につき 525円									
私設消火栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 300円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 600円									
連合専用給水装置			1戸につき一般用の料金を適用する。									
備考			料金体系は、前回は踏襲した。但し口径13mm～25mmの基本水量分については、8m ³ から10m ³ へ変更した。 また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。 ※税抜表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。									
料金徴収方法			集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月									
改定率 (消費税抜き額により算出)			総合平均 45.58% 家庭用 34.74% (原案)45.58%									

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13ミリの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日											
区分		基本料金	従量料金(1m ³ につき)										
口径別			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段		
一般用	13mm	945円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	
	20mm	1,302円	1～10	15.75	11～20	141.75	21～30	168	31～40	194.25	41以上	231	
	25mm	1,774.5円											
	40mm	4,042.5円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円			
	50mm	8,767.5円											
	75mm	15,592.5円	1～50	231	51～100	252	101～500	273	501以上	304.5			
	100mm	26,880円											
	150mm	57,750円											
浴 場 営 業 用		150m ³ 以下 5,460円	151m ³ 以上 1m ³ につき 57.75円										
一 時 用		1m ³ につき 551.25円											
私 設 消 火 栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円											
備 考		(1) 基本水量制の廃止 (2) 使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正(日割計算方式) (3) 水道料金の総額表示 (4) 共用給水装置の用途廃止 (5) 連合専用給水装置の用途廃止 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)											
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月											
改 定 率		—											

災害対策

水循環

環境配慮

広

報

下水道使用料金

組織・機構

水道業用

実施年月日		平成26年4月1日											
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)										
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段		
一 般 用	13mm	972円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	
	20mm	1,339.2円	1～10	16.2	11～20	145.8	21～30	172.8	31～40	199.8	41以上	237.6	
	25mm	1,825.2円											
	40mm	4,158円											1～50
	50mm	9,018円											
	75mm	16,038円											
	100mm	27,648円											
	150mm	59,400円											
浴 場 営 業 用		150m ³ 以下 5,616円	151m ³ 以上 1m ³ につき 59.4円										
一 時 用		1m ³ につき 567円											
私 設 消 火 栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 324円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 648円											
備 考		消費税率改定に伴う水道料金等の改定 平成26年8月請求分から適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)											
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月											
改 定 率		—											

実施年月日			令和元年10月1日									
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	990円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,364円	1～10	16.5	11～20	148.5	21～30	176	31～40	203.5	41以上	242
	25mm	1,859円										
	40mm	4,235円										
	50mm	9,185円	1～50	242	51～100	264	101～500	286	501以上	319		
	75mm	16,335円										
	100mm	28,160円										
	150mm	60,500円										
浴 場 営 業 用		150m ³ 以下 5,720円	151m ³ 以上 1m ³ につき 60.5円									
一 時 用			1m ³ につき 577.5円									
私 設 消 火 栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 330円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 660円									
備 考			消費税率改定に伴う水道料金等の改定 令和2年2月請求分から適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)									
料金徴収方法			納付制、銀行口座振替制、各毎月									
改 定 率			—									

6 共同住宅の料金

(1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額(1円未満は切り捨て)とする。

(2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額(1円未満は、切り捨て)とする。

災害
対策

水
循
環

環
境
配
慮

広

報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

7 量水器
 (1)年度別設置数

(単位:個)

年度 口径	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
13mm	227,003	222,842	219,520	215,563	216,412
20mm	90,362	88,993	87,394	85,210	84,067
25mm	6,598	6,579	6,576	6,510	6,574
40mm	2,168	2,137	2,098	2,074	2,066
50mm	851	852	848	844	831
75mm	322	321	321	320	326
100mm	54	55	55	57	58
150mm	8	8	7	7	9
合 計	327,366	321,787	316,819	310,585	310,343

(2)購入状況

年度 口径	購 入 数 (個)					購 入 金 額 (千円)				
	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
13mm	5,500	6,514	7,950	6,600	6,900	10,560	13,914	16,937	14,242	15,095
20mm	3,016	3,000	5,700	3,010	5,820	7,829	8,133	15,896	8,436	16,024
25mm	240	2	282	280	500	829	9	1,009	998	1,863
40mm	0	240	90	110	131	0	2,739	1,043	1,247	1,499
50mm	140	42	190	235	85	6,697	2,060	10,157	12,944	4,544
75mm	60	0	65	75	45	4,422	0	5,321	5,792	3,694
100mm	10	0	6	15	10	1,265	0	680	1,912	1,404
150mm	0	1	2	5	1	0	245	481	1,156	248
合 計	8,966	9,799	14,285	10,330	13,492	31,602	27,100	51,524	46,727	44,371

(3)量水器出入庫管理状況

(単位:件)

	据付個数	取 付		取 外		取 替		購 入 個 数	修 理 個 数	廃 棄 個 数
		件 数	うち委託	件 数	うち委託	件 数	うち委託			
令和2年度	327,366	10,975	2,769	6,350	5,327	41,949	41,674	8,966	46,220	6,931
13mm	227,003	7,761	1,638	4,222	3,490	26,663	26,404	5,500	29,700	5,250
20mm	90,362	2,990	1,105	1,949	1,730	13,922	13,909	3,016	15,000	1,300
25mm	6,598	153	22	129	86	968	967	240	1,040	160
40mm	2,168	59	4	38	16	210	208	0	480	60
50mm	851	9	0	9	4	131	131	140	0	120
75mm	322	3	0	2	1	40	40	60	0	26
100mm	54	0	0	1	0	15	15	10	0	15
150mm	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	321,787	12,161	2,159	6,775	5,519	39,224	39,050	9,799	43,000	10,348
平成30年度	316,819	11,795	2,018	5,130	3,401	43,039	42,506	14,285	37,800	6,735
平成29年度	310,585	12,054	2,728	10,961	9,210	39,941	39,448	10,330	36,050	5,892
平成28年度	310,343	10,745	3,508	12,252	10,323	40,386	39,935	13,492	40,110	7,151

(4)量水器改良工事施工状況

(単位:件)

種 別	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
位 置 変 更	0	0	0	0	0
位 置 上 げ	0	1	0	0	0
量水器箱取付	0	0	0	0	0
改造 その他	0	0	0	3	0
合 計	0	1	0	3	0

8 下水道使用料改定の変遷

	昭和34年8月	昭和51年10月	昭和59年4月	昭和64年1月	平成元年4月
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	基本使用料8m ³ まで 150円	基本使用料8m ³ まで 300円
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円	9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき20円	9m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき40円
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円	11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき25円	21m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき50円
			21m ³ 以上30m ³ まで 1m ³ につき21円	21m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき30円	51m ³ 以上200m ³ まで 1m ³ につき60円
			31m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき23円	51m ³ 以上200m ³ まで 1m ³ につき35円	201m ³ 以上500m ³ まで 1m ³ につき70円
			51m ³ 以上1m ³ につき25円	51m ³ 以上200m ³ まで 1m ³ につき40円	501m ³ 以上1m ³ につき80円
	一般家庭用と公衆浴場の兼用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	201m ³ 以上1m ³ につき40円	
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円		
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円		
			21m ³ 以上1m ³ につき5円		
	浴公衆場	水道料金の17%	1m ³ につき5円	1m ³ につき5円	1m ³ につき5円
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき(5人まで) 30円 1人増すごとに5円	1世帯につき80円	1世帯につき150円	1世帯につき300円
	営業用	1m ³ につき3円	1m ³ につき6円	2000m ³ まで1m ³ につき15円 2001m ³ 以上5000m ³ まで1m ³ につき30円 5001m ³ 以上1m ³ につき40円	水道水による汚水一般用と同様
	浴公衆場	1m ³ につき2円	1m ³ につき5円	1m ³ につき5円	1m ³ につき5円
	消費税等				※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。
改定率	-	172.00%		68.50%	93.60%

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

8 下水道使用料改定の変遷(つづき)

		平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月
水道水による汚水	一般用	基本使用料 10m ³ まで 400円	基本使用料 10m ³ まで 600円	基本使用料 10m ³ まで 800円	基本使用料 10m ³ まで 990円	基本使用料 850円 1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14円
		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき50円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき70円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき90円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円
		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき65円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき90円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき115円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円
		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき85円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき125円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき165円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円
		201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき100円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき150円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき200円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円
		501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき120円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき185円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき250円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円
		2001m ³ 以上 1m ³ につき140円	2001m ³ 以上 1m ³ につき220円	2001m ³ 以上 1m ³ につき300円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円
	浴公場衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円	1世帯につき 1,700円
	営業用	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
	浴公場衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
消費税等		※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	※税抜表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額
		37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-

*水道水以外による汚水:井戸水、温泉水など

災害対策

水循環環境

環境配慮

広報

下水道使用料金

組織・機構

水工業道用

平成26年4月	令和元年10月
基本使用料 874.28円	基本使用料 890.47円
1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.39円	1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.65円
11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき128.57円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき130.95円
21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき169.71円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき172.85円
51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき205.71円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき209.51円
201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき246.85円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき251.42円
501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき287.99円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき293.32円
2001m ³ 以上 1m ³ につき334.28円	2001m ³ 以上 1m ³ につき340.47円
1m ³ につき 12.34円	1m ³ につき 12.56円
(1)メーターが設置してある場合:メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合:使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)	(1)メーターが設置してある場合:メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合:使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)
水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
1m ³ につき 12.34円	1m ³ につき 12.56円
※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額
-	-

別表1

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに4m³を加えた水量。

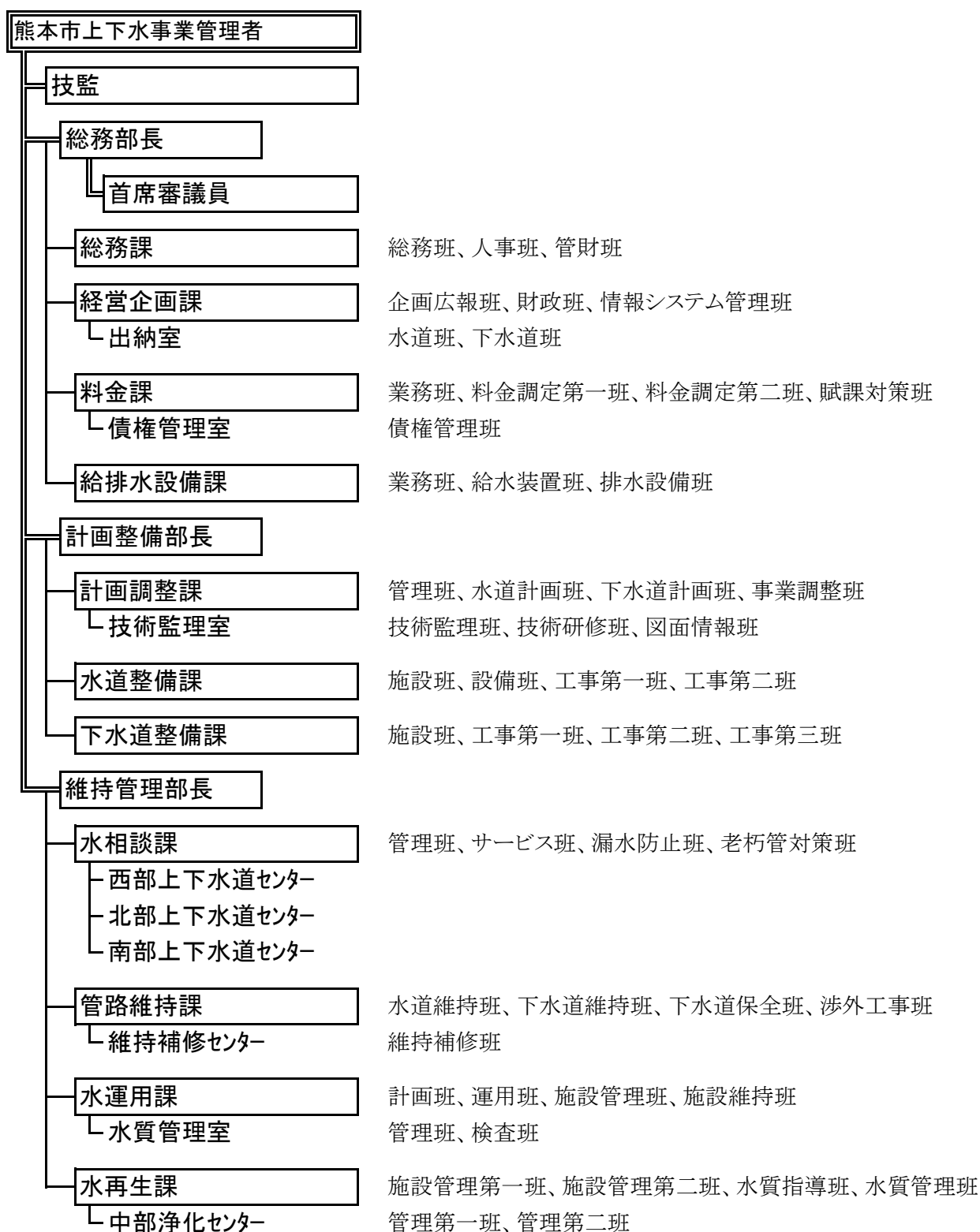
別表2

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定 用水 用途 別 人員・	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに用途に応じ、
トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量。

VI 組織・機構

1 機構図(令和3年3月31日現在)



災害
対策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

2 事務分掌(令和3年3月31日現在)

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関する事。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関する事。
- 3 文書の収発及び管理に関する事。
- 4 公印の管理に関する事。
- 5 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関する事。
- 6 熊本市上下水道サービス公社に関する事。
- 7 危機管理及び災害対策に関する事。
- 8 不用品の処分に関する事。
- 9 請負工事等の入札及び契約に関する事。
- 10 組織に関する事。
- 11 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関する事。
- 12 研修に関する事。
- 13 職員の給与及び退職手当に関する事。
- 14 職員の安全衛生及び福利厚生に関する事。
- 15 局有財産の取得、管理及び処分に関する事(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 16 庁舎の維持管理に関する事(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 17 公用車の管理に関する事。
- 18 職員の安全運転及び交通事故処理に関する事。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関する事。
- 2 市議会に関する事。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関する事。
- 4 事業統計に関する事。
- 5 広報及び広聴に関する事。
- 6 水の科学館に関する事。
- 7 財政計画に関する事。
- 8 企業債に関する事。
- 9 予算に関する事。
- 10 工業用水道事業に関する事(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 11 情報化施策の推進及び調整に関する事。
- 12 情報システムの総括に関する事。
- 13 出納室に関する事。

出納室

- 1 決算に関する事。
- 2 支払の審査及び執行に関する事。
- 3 出納預託に関する事。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関する事。
- 5 資金運用及び一時借入金に関する事。
- 6 固定資産に関する事。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関する事。
- 2 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関する事。
- 3 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関する事。
- 4 水道料金等の転居等清算に関する事。
- 5 水道料金等の収納に関する事。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関する事。
- 7 量水器に関する事。
- 8 債権管理室に関する事。

債権管理室

- 1 水道料金等の滞納整理に関する事。
- 2 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関する事。
- 3 水道料金等の不納欠損処分に関する事。
- 4 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関する事。
- 5 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関する事。
- 6 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権(以下「引継債権」という。)の滞納整理に関する事。

- 7 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関すること。
- 5 水洗便所改造資金に関すること。
- 6 排水設備に関すること。
- 7 給水設備の確認に関すること。
- 8 配管図面の交付に関すること。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関すること。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 3 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。
- 4 下水道資源の有効活用に関すること。
- 5 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。
- 6 技術監理室に関すること。
- 7 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。

技術監理室

- 1 工事の検査に関すること。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関すること。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関すること。
- 4 配管図面に関すること(他課の所管に属する事務を除く。)
- 5 下水道台帳に関すること。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関すること。
- 2 下水道雨水事業に関すること。
- 3 私道への下水道布設に関すること。
- 4 花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会に関すること。

水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。
- 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。
- 4 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。
- 5 老朽給水管の更新に関すること。
- 6 貯蔵品の経理及び保管に関すること。
- 7 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターに関すること。
- 8 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関すること。

西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター

- 1 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関すること(南部上下水道センターに限る。)
- 2 工業用水道料金に関すること(南部上下水道センターに限る。)
- 3 貯蔵品の保管及び受払に関すること。
- 4 水道施設、工業用水道施設(南部上下水道センターに限る。)及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の維持管理に関すること。
- 6 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の漏水防止に関すること。
- 7 給水施設(南部上下水道センターに限る。)及び給水装置に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。
- 8 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。
- 9 受託給水装置工事に伴う加入金に関すること(北部上下水道センターに限る。)
- 10 受託給水工事費に関すること(北部上下水道センターに限る。)

管路維持課

- 1 水道施設管路及び付帯施設、工業用水道施設管路及び付帯施設並びに給水管の維持管理に関すること。

災 害 対 策
水 循 環
環 境 配 慮
広
報
下 水 道 使 用 料 金
組 織 ・ 機 構
水 工 業 道 用

- 2 貯蔵品の受払に関すること。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関すること。
- 4 水防業務の統括に関すること。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関すること。
- 6 維持補修センターに関すること。

維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関すること。
- 2 貯蔵品の保管に関すること。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水源の整備計画及び維持管理に関すること。
- 3 観測井のデータ分析及び維持管理に関すること。
- 4 水源池、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 5 配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 6 地下水障害に関すること。
- 7 水質管理室に関すること。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 公共下水の終末処理に関すること。
- 2 放流水の水質に関すること。
- 3 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関すること。
- 4 浄化センターに関すること。
- 5 事業所排水の水質指導に関すること。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること。
- 9 西部汚水1号幹線伏越施設の管理に関すること。
- 10 家畜排せつ物液、し尿及び浄化槽汚泥の処分に關すること。

中部浄化センター

- 1 中部浄化センターの維持管理(し尿等処理を含む。)に関すること。
- 2 中部処理区中継ポンプ場の維持管理に関すること。

3 職員数及び配置

(令和3年3月31日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計	
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員				
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計		
技監	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
総務部長	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
首席審議員	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
総務課	11	0	11	11	0	11	4	0	4	4	0	4	15	
総務班	5	0	5	5	0	5	2	0	2	2	0	2	7	
人事班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4	
管財班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4	
経営企画課	14	0	14	14	0	14	7	0	7	7	0	7	21	
企画広報班	7	0	7	7	0	7	2	0	2	2	0	2	9	
財政班	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5	
情報システム管理班	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	
出納室	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5	
水道班	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	
下水道班	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2	2	
料金課	20	0	20	20	0	20	13	0	13	13	0	13	33	
業務班	8	0	8	8	0	8	1	0	1	1	0	1	9	
料金調定第一班	8	0	8	8	0	8	0	0	0	0	0	0	8	
料金調定第二班	0	0	0	0	0	0	6	0	6	6	0	6	6	
賦課対策班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3	
債権管理室	4	0	4	4	0	4	3	0	3	3	0	3	7	
債権管理班	4	0	4	4	0	4	3	0	3	3	0	3	7	
給排水設備課	16	6	22	16	6	22	8	0	8	8	0	8	30	
業務班	6	1	7	6	1	7	0	0	0	0	0	0	7	
給水装置班	10	5	15	10	5	15	0	0	0	0	0	0	15	
排水設備班	0	0	0	0	0	0	8	0	8	8	0	8	8	
計画整備部長	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	
計画調整課	5	10	15	2	5	7	3	13	16	1	2	3	31	
管理班	3	1	4	0	0	0	2	1	3	0	0	0	7	
水道計画班	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
下水道計画班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5	
事業調整班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5	
技術監理室	2	5	7	2	5	7	1	2	3	1	2	3	10	
技術監理班	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	1	1	3	
技術研修班	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	
図面情報班	2	1	3	2	1	3	1	1	2	1	1	2	5	
水道整備課	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
施設班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
設備班	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
工事第一班	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
工事第二班	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	30	30	0	0	0	30	
施設班	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	10	
工事第一班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7	
工事第二班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7	
工事第三班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6	
維持管理部長	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	
水相談課	12	22	34	12	21	33	6	0	6	6	0	6	40	
管理班	3	2	5	3	2	5	3	0	3	3	0	3	8	
サービス班	4	1	5	4	0	4	0	0	0	0	0	0	5	
漏水防止班	0	8	8	0	8	8	0	0	0	0	0	0	8	
老朽管対策班	1	4	5	1	4	5	0	0	0	0	0	0	5	
西部上下水道センター	1	3	4	1	3	4	1	0	1	1	0	1	5	
北部上下水道センター	2	2	4	2	2	4	1	0	1	1	0	1	5	
南部上下水道センター	1	2	3	1	2	3	1	0	1	1	0	1	4	
管路維持課	0	17	17	0	17	17	0	29	29	0	29	29	46	
水道維持班	0	7	7	0	7	7	0	1	1	0	1	1	8	
下水道維持班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6	
下水道保全班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6	
涉外工事班	0	10	10	0	10	10	0	0	0	0	0	0	10	
維持補修センター	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	16	16	16	
維持補修班	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	16	16	16	
水運用課	1	37	38	1	37	38	0	0	0	0	0	0	38	
計画班	1	9	10	1	9	10	0	0	0	0	0	0	10	
運用班	0	16	16	0	16	16	0	0	0	0	0	0	16	
施設管理班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	
施設維持班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	
水質管理室	0	6	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6	
管理班	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	
検査班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	47	47	0	47	47	47	
施設管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	10	10	10	
施設管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5	
水質指導班	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	2	
水質管理班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4	
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	26	26	26	
管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	22	22	0	22	22	22	
管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	4	4	4	
合計	81	124	205	78	88	166	41	120	161	39	78	117	366	

* 管理者及び再任用短時間職員(57人)を除き、再任用フルタイム職員(5名)を含む。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害
対策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

4 勤続年数別職員構成

(令和3年3月31日現在)

年 数 別	事 務 職 員		技 術 職 員		全 職 員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1 年未満	0	0.0	1	0.4	1	0.3
1 年以上 ～ 3 年未満	6	4.9	26	10.7	32	8.7
3 年以上 ～ 5 年未満	5	4.1	20	8.2	25	6.8
5 年以上 ～ 10 年未満	10	8.2	46	18.9	56	15.3
10 年以上 ～ 15 年未満	6	4.9	26	10.7	32	8.7
15 年以上 ～ 20 年未満	10	8.2	7	2.9	17	4.6
20 年以上 ～ 25 年未満	11	9.0	9	3.7	20	5.5
25 年以上 ～ 30 年未満	24	19.7	29	11.9	53	14.5
30 年以上 ～ 35 年未満	19	15.6	41	16.8	60	16.4
35 年以上	31	25.4	39	16.0	70	19.1
計	122	100.0	244	100.0	366	100.0
平 均 年 数	24年8月		19年0月		20年10月	

* 管理者及び再任用短時間職員(57人)を除き、再任用フルタイム職員(5人)を含む。

* 業務職員は技術職員に含む。

5 年齢別職員構成

(令和3年3月31日現在)

年 齢 別	事 務 職 員		技 術 職 員		全 職 員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20 歳未満	1	0.8	3	1.2	4	1.1
20 歳以上 ～ 25 歳未満	6	4.9	15	6.1	21	5.7
25 歳以上 ～ 30 歳未満	5	4.1	28	11.5	33	9.0
30 歳以上 ～ 35 歳未満	7	5.7	48	19.7	55	15.0
35 歳以上 ～ 40 歳未満	7	5.7	22	9.0	29	7.9
40 歳以上 ～ 45 歳未満	11	9.0	7	2.9	18	4.9
45 歳以上 ～ 50 歳未満	22	18.0	27	11.1	49	13.4
50 歳以上 ～ 55 歳未満	22	18.0	43	17.6	65	17.8
55 歳以上 ～ 60 歳未満	30	24.6	32	13.1	62	16.9
60 歳以上	11	9.0	19	7.8	30	8.2
計	122	100.0	244	100.0	366	100.0
平 均 年 齢	47歳5月		42歳0月		43歳10月	

* 管理者及び再任用短時間職員(57人)を除き、再任用フルタイム職員(5人)を含む。

* 業務職員は技術職員に含む。

VI 組織・機構

1 機構図(令和3年4月1日現在)



災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

2 事務分掌(令和3年4月1日現在)

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関すること。
- 6 熊本市上下水道サービス公社に関すること。
- 7 危機管理及び災害対策に関すること。
- 8 不用品の処分に関すること。
- 9 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 10 組織に関すること。
- 11 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 12 研修に関すること。
- 13 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 14 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 15 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 16 庁舎の維持管理に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 17 公用車の管理に関すること。
- 18 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 熊本市上下水道局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- 5 事業統計に関すること。
- 6 広報及び広聴に関すること。
- 7 水の科学館に関すること。
- 8 財政計画に関すること。
- 9 企業債に関すること。
- 10 予算に関すること。
- 11 工業用水道事業に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 12 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 13 情報システムの総括に関すること。
- 14 出納室に関すること。

出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 量水器に関すること。
- 8 債権管理室に関すること。

債権管理室

- 1 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 2 水道料金及び工業用水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 3 水道料金及び下水道使用料の不納欠損処分に関すること。
- 4 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関すること。
- 5 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。

- 6 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権（以下「引継債権」という。）の滞納整理に関すること。
- 7 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金（受託給水装置工事に伴うものを除く。）及び手数料の収納に関すること。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関すること。
- 5 水洗便所改造資金に関すること。
- 6 排水設備に関すること。
- 7 給水設備の確認に関すること。
- 8 配管図面の交付に関すること。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に基づく届出に関すること。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。
- 5 下水道資源の有効活用に関すること。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。
- 7 技術監理室に関すること。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。

技術監理室

- 1 工事の検査に関すること。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関すること。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関すること。
- 4 熊本市上下水道管路情報システムの運用、管理及びデータ活用に関すること。
- 5 熊本市上下水道管路情報システムの情報セキュリティに関すること。
- 6 水道配管に係る占用許可の更新に関すること。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関すること。
- 2 下水道雨水事業に関すること。
- 3 私道への下水道布設に関すること。
- 4 花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会に関すること。

水道維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関すること。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。
- 3 老朽給水管の更新に関すること。
- 4 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の移設の渉外に関すること。
- 5 配水管布設審査会による布設工事に関すること。
- 6 貯蔵品の経理及び保管に関すること。
- 7 給水車及びその装備品の維持管理に関すること。
- 8 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターに関すること。
- 9 課内、下水道維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関すること。

西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路（南部上下水道センターに限る。）及び給水管の維持管理に関すること。
- 2 水道施設管路、工業用水道施設管路（南部上下水道センターに限る。）及び給水管の移設の渉外に関すること。
- 3 給水装置及び給水施設（南部上下水道センターに限る。）に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること。
- 4 下水道管路施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。
- 5 貯蔵品の保管及び受払に関すること。
- 6 給水車及びその装備品の維持管理に関すること。
- 7 受託給水装置工事に伴う加入金及び工事費に関すること（北部上下水道センターに限る。）。

災 害 対 策
水 循 環
環 境 配 慮
広 報
下水道 使用料 金
組 織 ・ 機 構
水 工 業 道 用

下水道維持課

- 1 下水道管路施設の維持管理に関すること。
- 2 下水道管路施設に係る法定事務に関すること。
- 3 下水道管路施設の改築及び更新に関すること。
- 4 下水道管路施設の不明水対策に関すること。
- 5 下水道管路施設の包括的民間委託の導入に関すること。
- 6 水防業務の統括に関すること。
- 7 下水道管路施設の移設の渉外に関すること。
- 8 維持補修センターに関すること。

維持補修センター

- 1 下水道管路施設の維持管理作業に関すること。
- 2 貯蔵品の保管及び受払に関すること。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水源の整備計画及び維持管理に関すること。
- 3 観測井のデータ分析及び維持管理に関すること。
- 4 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 5 配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 6 地下水障害に関すること。
- 7 水質管理室に関すること。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 公共下水の終末処理に関すること。
- 2 放流水の水質に関すること。
- 3 マンホールポンプ及び中継ポンプ場等の管理に関すること。
- 4 浄化センターに関すること。
- 5 事業場排水の水質指導に関すること。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること。
- 9 西部汚水1号幹線伏越施設の管理に関すること。
- 10 家畜排せつ物液、し尿及び浄化槽汚泥の処分に關すること。

中部浄化センター

- 1 中部浄化センターの維持管理(し尿等処理を含む。)に関すること。
- 2 中部処理区中継ポンプ場の維持管理に関すること。

3 職員数及び配置

(令和3年4月1日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計	
総務部長	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総務課	13	0	13	13	0	13	4	0	4	4	0	4	17
総務班	6	0	6	6	0	6	2	0	2	2	0	2	8
人事班	4	0	4	4	0	4	1	0	1	1	0	1	5
管財班	3	0	3	3	0	3	1	0	1	1	0	1	4
経営企画課	13	0	13	13	0	13	8	0	8	8	0	8	21
企画広報班	5	0	5	5	0	5	2	0	2	2	0	2	7
財政班	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
情報化推進班	2	0	2	2	0	2	1	0	1	1	0	1	3
出納室	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5
水道班	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3
下水道班	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2	2
料金課	20	0	20	20	0	20	12	0	12	12	0	12	32
業務班	8	0	8	8	0	8	1	0	1	1	0	1	9
料金調定第一班	8	0	8	8	0	8	0	0	0	0	0	0	8
料金調定第二班	0	0	0	0	0	0	5	0	5	5	0	5	5
賦課対策班	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
債権管理室	4	0	4	4	0	4	3	0	3	3	0	3	7
債権管理班	4	0	4	4	0	4	3	0	3	3	0	3	7
給排水設備課	13	5	18	13	5	18	8	1	9	8	1	9	27
業務班	5	1	6	5	1	6	0	0	0	0	0	0	6
給水装置班	8	4	12	8	4	12	0	0	0	0	0	0	12
排水設備班	0	0	0	0	0	0	8	1	9	8	1	9	9
計画整備部長	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
計画調整課	6	13	19	3	5	8	2	13	15	0	2	2	34
管理班	3	1	4	0	0	0	2	1	3	0	0	0	7
水道計画班	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
下水道計画班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5
事業調整班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5
技術監理室	3	5	8	3	5	8	0	2	2	0	2	2	10
技術監理班	0	3	3	0	3	3	0	1	1	0	1	1	4
技術研修班	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
図面情報班	3	0	3	3	0	3	0	1	1	0	1	1	4
水道整備課	0	29	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
施設班	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
設備班	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
工事第一班	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
工事第二班	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	30	30	0	0	0	30
施設班	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	10
工事第一班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
工事第二班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
工事第三班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	6
維持管理部長	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
水道維持課	9	40	49	9	40	49	6	0	6	6	0	6	55
管理班	4	2	6	4	2	6	3	0	3	3	0	3	9
漏水防止班	2	8	10	2	8	10	0	0	0	0	0	0	10
保全班	0	8	8	0	8	8	0	0	0	0	0	0	8
老朽管対策班	1	5	6	1	5	6	0	0	0	0	0	0	6
涉外工事班	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
西部上下水道センター	1	4	5	1	4	5	1	0	1	1	0	1	6
北部上下水道センター	1	3	4	1	3	4	1	0	1	1	0	1	5
南部上下水道センター	0	3	3	0	3	3	1	0	1	1	0	1	4
下水道維持課	0	0	0	0	0	0	0	28	28	0	28	28	28
維持班	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	7	7
指導班	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	3	3
保全班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5
維持補修センター	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	13	13	13
維持補修班	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	13	13	13
水運用課	1	40	41	1	40	41	0	0	0	0	0	0	41
計画班	1	9	10	1	9	10	0	0	0	0	0	0	10
運用班	0	16	16	0	16	16	0	0	0	0	0	0	16
施設管理班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
施設維持班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
水質管理室	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
管理班	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4
検査班	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	46	46	0	46	46	46
施設管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	9	9	9
施設管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	6
水質指導班	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	2
水質管理班	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	3	3
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	26	26	26
管理第一班	0	0	0	0	0	0	0	21	21	0	21	21	21
管理第二班	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5
合計	76	128	204	73	91	164	40	119	159	38	77	115	363

* 管理者及び再任用短時間職員(63人)を除き、再任用フルタイム職員(8人)を含む。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害
対策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

